



## 風害防災マニュアル

台風 15 号(9 月 9 日)および 19 号(10 月 12 日)による災害のうち中央自治会周辺は特に風による災害が発生しました。これらの風害から家や身を守るために風害防災マニュアルを作成しましたので、ご案内申し上げます。

### 1. 風による予想被害と対策

(元資料出所：気象庁、千葉県)

風速(10 分間平均)	人間は・・・	建物や設備や置物は・・・	対策(事前の準備)は・・・
10 <sup>m</sup> ~15 <sup>m</sup> /sec	風に向って歩きにくくなる	取付けの不完全な物置や看板やトタン板が飛び始める	植木鉢、物置など飛ばされるものは事前に固縛する
15 <sup>m</sup> ~20 <sup>m</sup> /sec	風に向って歩けない 転倒する人もでる	ビニールハウスが壊れはじめる	トタン屋根などで古いものは事前に職人に点検と修理を依頼する
20 <sup>m</sup> ~25 <sup>m</sup> /sec	しっかり身体を確保しないと転倒する	鋼製シャッターが壊れはじめる 風で飛ばされた物でガラスが割れる	シャッターで古いものは事前に職人に点検と修理を依頼する
25 <sup>m</sup> ~30 <sup>m</sup> /sec	立ってられない 屋外での行動は危険	ブロック塀が倒れる。取付け不完全な屋外外装材がはがれ飛びはじめる	ガラス戸はテープ貼り養生し、雨戸は完全に閉める(開けない)
30 <sup>m</sup> ~超 /sec	外出はできない	屋根が飛ばされたり、木造住宅の全壊がはじまる	強固な建物や自宅で用心しながら避難する。※

※船橋市より避難について通知が出された場合はその内容に従って行動する。

### 2. この表を使用する際は以下の点にご注意ください。

- (1) 風速は地形や廻りの建物などに影響される。風速は風速計が置かれている地点での観測値ですが同じ市町村であっても周辺の地形や建物の影響で風速は異なります。
- (2) 風速が同じであっても対象となる建物・構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では風速が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きい被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- (3) この表は主に近年発生した被害の事例から作成したものです。今後新しい事例が得られたり、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

(注) 雨害、雪害、竜巻害については必要に応じて作成してご案内したいと考えています。



令和元年 10 月 12 日  
 咲が丘中央自治会内で  
 物置転倒被害がありました